

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等（令和 2 年 11 月 16 日付け 2 水管第 1550 号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣が行う次の①から⑩までに掲げる処分に関する処分基準、処分内容等については、法及び許可省令の定めによるほか、以下のとおりとする。 ①～⑩ （略）	漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣が行う次の①から⑩までに掲げる処分に関する処分基準、処分内容等については、法及び許可省令の定めによるほか、以下のとおりとする。 ①～⑩ （略）
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第 27 条関係） 1 停泊処分について 農林水産大臣は、年次漁獲割当量設定者が法第 25 条第 2 項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、<u>又は法第 26 条第 2 項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕又は当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命ずることができるとされているが、その具体的な基準等は、次の（１）から（４）までのとおりとする。</u> （１）適用の範囲 農林水産大臣が停泊を命ずる場合は、次に掲げる場合とする。 ①・② （略） <u>③ 法第 26 条第 2 項の規定に違反した後に水産庁から文書による指導をされたにもかかわらず、それに従わず同一の管理年度において採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合</u> （２）「使用する船舶」 法第 25 条第 2 項<u>又は第 26 条第 2 項</u>の規定に違反した年次漁獲割当量設定者が使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）とする。 （３）（略） （４）「停泊期間」 ① 処分の始期	第 2 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第 27 条関係） 1 停泊処分について 農林水産大臣は、年次漁獲割当量設定者が法第 25 条第 2 項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命ずることができるとされているが、その具体的な基準等は、次の（１）から（４）までのとおりとする。 （１）適用の範囲 農林水産大臣が停泊を命ずる場合は、次に掲げる場合とする。 ①・② （略） <u>（新設）</u> （２）「使用する船舶」 法第 25 条第 2 項の規定に違反した年次漁獲割当量設定者が使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）とする。 （３）（略） （４）「停泊期間」 ① 処分の始期

停泊処分は、(1) ①から③までのいずれかの要件を満たすことが確認できた船舶に対して直ちに行うものとする。

② (略)

2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分について

農林水産大臣は、年次漁獲割当量設定者が法第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、又は法第26条第2項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときは、使用した漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物（以下「漁具等」という。）について、次の（１）から（４）までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずるものとする。

（１）適用の範囲

1 (1) ①から③までの場合とする。

（２）処分の対象となる漁具等

現に法第25条第2項又は第26条第2項の規定に違反する行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものを含むものとする。

（３）(略)

（４）処分の期間

① 処分の始期

漁具等の使用禁止処分及び陸揚げ処分は、1 (1) ①から③までのいずれかの要件を満たすことが確認できた船舶の漁具等に対して直ちに行うものとする。

② (略)

第3 年次漁獲割当量の控除処分（法第28条関係）

年次漁獲割当量設定者が法第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕した場合には、農林水産大臣は、その超えた部分の数量（以下「超過数量」という。）を基準として漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第17条第1項で定めるところにより算出する数量（以下「控除数量」という。）を、次の（１）及び（２）に定めるところに従い、翌管理年度以降において当該年次漁獲割当量設定者に設定される年次漁獲割当量から控除するものとする。

（１）(略)

（２）処分の対象となる数量

停泊処分は、(1) ①又は②の要件を満たすことが確認できた船舶に対して直ちに行うものとする。

② (略)

2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分について

農林水産大臣は、年次漁獲割当量設定者が法第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、使用した漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物（以下「漁具等」という。）について、次の（１）から（４）までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずるものとする。

（１）適用の範囲

1 (1) ①又は②の場合とする。

（２）処分の対象となる漁具等

現に法第25条第2項の規定に違反する行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものを含むものとする。

（３）(略)

（４）処分の期間

① 処分の始期

漁具等の使用禁止処分及び陸揚げ処分は、1 (1) ①又は②の要件を満たすことが確認できた船舶の漁具等に対して直ちに行うものとする。

② (略)

第3 年次漁獲割当量の控除処分（法第28条関係）

年次漁獲割当量設定者が法第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕した場合には、農林水産大臣は、その超えた部分の数量（以下「超過数量」という。）を基準として漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第17条第1項で定めるところにより算出する数量（以下「控除数量」という。）を、次の（１）及び（２）に定めるところに従い、当該年次漁獲割当量設定者の年次漁獲割当量から控除するものとする。

（１）(略)

（２）処分の対象となる数量

超過数量が生じた管理年度の翌管理年度以降の年次漁獲割当量から控除することとする。なお、控除をしようとする管理年度の年次漁獲割当量（当該管理年度の漁獲可能期間中に控除する場合にあっては、控除する時点での年次漁獲割当量の残量）が控除数量よりも少ない場合には、当該管理年度の翌管理年度以降に控除することができるものとする。

第4 （略）

第5 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第34条関係）

1 停泊処分について

農林水産大臣は、漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者が法第30条第2項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるとき、又は法第33条第1項の命令を受けた者が当該命令に違反して特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命ずることができるとされているが、その具体的な基準等は、次の（1）から（4）までのとおりとする。

（1）適用の範囲

農林水産大臣が停泊を命ずる場合は、次に掲げる場合とする。

① 法第30条第2項の規定に違反した後に水産庁から文書による指導をされたにもかかわらず、それに従わず同一の管理年度において採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

②・③ （略）

（2）「使用する船舶」

法第30条第2項の規定又は法第33条第1項の命令に違反した者が使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）とする。

（3）（略）

（4）「停泊期間」

① 処分の始期

停泊処分は、（1）①から③までのいずれかの要件を満たすことが確認できた船舶に対して直ちに行うものとする。

② 処分の日数

超過数量が生じた管理年度の翌管理年度の年次漁獲割当量から控除することとする。ただし、控除をしようとする管理年度の年次漁獲割当量（当該管理年度の漁獲可能期間中に控除する場合にあっては、控除する時点での年次漁獲割当量の残量）が控除数量よりも少ない場合には、当該管理年度の翌管理年度以降に控除することができるものとする。

第4 （略）

第5 停泊処分又は漁具等の使用禁止処分若しくは陸揚げ処分（法第34条関係）

1 停泊処分について

農林水産大臣は、法第33条第1項の命令を受けた者が当該命令に違反して特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命ずることができるとされているが、その具体的な基準等は、次の（1）から（4）までのとおりとする。

（1）適用の範囲

農林水産大臣が停泊を命ずる場合は、次に掲げる場合とする。
（新設）

①・② （略）

（2）「使用する船舶」

第2の1（2）の船舶とする。

（3）（略）

（4）「停泊期間」

第2の1（4）の停泊期間とする。

停泊処分の日数は、90 日以内とする。

2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分について

農林水産大臣は、漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者が法第 30 条第 2 項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるとき、又は法第 33 条第 1 項の命令を受けた者が当該命令に違反して特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、使用した漁具等について、次の（１）から（４）までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずるものとする。

（１）適用の範囲

1（１）①から③までの場合とする。

（２）処分の対象となる漁具等

現に法第 30 条第 2 項又は第 33 条第 1 項の規定に違反する行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする。

（３）（略）

（４）処分の期間

① 処分の始期

漁具等の使用禁止処分及び陸揚げ処分は、1（１）①から③までのいずれかの要件を満たすことが確認できた船舶の漁具等に対して直ちに行うものとする。

② （略）

第 6 ～第 11 （略）

附 則

（施行期日）

1 この処分基準は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（処分の適用に関する経過措置）

2 この処分基準の施行の日前にした漁業関係法令違反行為又は法令等違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例による。

2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分について

農林水産大臣は、法第 33 条第 1 項の命令を受けた者が当該命令に違反して特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、使用した漁具等について、次の（１）から（４）までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずるものとする。

（１）適用の範囲

1（１）①又は②の場合とする。

（２）処分の対象となる漁具等

現に法第 33 条第 1 項の規定に違反する行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする。

（３）（略）

（４）処分の期間

① 処分の始期

漁具等の使用禁止処分及び陸揚げ処分は、1（１）①又は②の要件を満たすことが確認できた船舶の漁具等に対して直ちに行うものとする。

② （略）

第 6 ～第 11 （略）